

別表第4（第4条関係）

（平16規則50・平20規則70・一部改正）

第1 建築物に関する目標となる基準

部分	目標となる基準
1 出入口	<p>(1) 多数の者が利用する出入口（(2)に規定するもの並びにかご、昇降路及び便所に設けられるものを除き、かつ、2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。）は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
2 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。ただし、50メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合においては、内法を140センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>（ア） こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>（イ） 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p>

	<p>(ウ) 駐車施設に設けるもの</p> <p>エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>オ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>カ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>キ 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。</p> <p>(2) (1)のア及びエの規定は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分については、適用しない。</p>
3 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合においては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。</p> <p>イ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。</p> <p>エ け込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>オ 踊場を除き、両側に手すりを設けること。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ク 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ケ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p>

	<p>(ア) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(イ) 駐車施設に設けるもの</p> <p>コ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段を設ける場合においては、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、5の項(1)から(6)までに定めるものに限る。）を設けること。ただし、階段が車いす利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合においては、この限りでない。</p>
<p>4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては内法を150センチメートル以上、階段に併設するものにあつては内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。</p> <p>オ エに定める部分には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ク 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（階段に代わり、又は併設するものに限る。）が次の各号のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(ア) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(イ) こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの</p>

	<p>(ウ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの</p> <p>(エ) 駐車施設に設けるもの</p> <p>(2) (1)のアからウまでの規定は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場及び階段等のみに通ずる傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、こう配が12分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設け、当該部分で側壁のない部分には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり設けること。</p>
<p>5 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 多数の者が利用するエレベーター（(7)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合においては、ア及びイに規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、アに規定する階ごとに1以上設けるものとする。</p> <p>ア 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、8の項に規定する観覧席及び客席、10の項に規定する浴室、11の項に規定する更衣室及びシャワー室又は12の項に規定する客室がある階</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口のある階</p> <p>(2) 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を^{のり}135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法を^{のり}150センチメートル以上とすること。</p> <p>エ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(3) (1)の規定により設けられたもののうち、多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、(2)の規定のほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの幅は、内法を^{のり}140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>ウ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装</p>

	<p>置を設けること。</p> <p>エ かご内の側板には、手すりを設けること。</p> <p>オ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、(2)のオ、イ及びエ並びに(3)のオ及びイに定める構造とすること。</p> <p>(5) (1)の規定により設けられたもののうち不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、(2)のイ、エ及びオ並びに(3)のイ及びウの規定のほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの幅は、内法を^{のり}160センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法を^{のり}180センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) (1)の規定により設けられたもののうち不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、(3)又は(5)の規定のほか、別表第3の第1の1の項(2)のオの(ケ)に定める構造とすること。ただし、視覚障害者の利用上支障のないものとしてエレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる場合においては、この限りでない。</p> <p>(7) 階段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、別表第3の第1の1の項(2)のカに定める構造とすること。</p>
6 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、内法を^{のり}180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は滑りにくい仕上げとすること。</p>

ウ 排水溝は、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。

エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ 段がある部分は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を^{のり}140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合においては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

(イ) けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。

(ウ) 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。

(エ) け込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。

(オ) 両側に手すりを設けること。

(カ) 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

(キ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

カ 段を設ける場合においては、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

キ 傾斜路は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては内法を^{のり}150センチメートル以上、段に併設するものにあつては内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、15分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（こう配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

(オ) (エ) に定める部分には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、こ

	<p>の限りでない。</p> <p>(カ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(2) 多数の者が利用する敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により(1)の規定によることが困難である場合においては、(1)のア、エ、カ及びキの(ア)から(ウ)までの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。</p> <p>(3) (1)のア、エ、カ及びキの(ア)から(ウ)までの規定は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分については、適用しない。</p> <p>(4) (3)に定める部分において、こう配が12分の1を超える傾斜がある部分については、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>
7 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、利用居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 別表第3の第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。</p>
8 観覧席及び客席	<p>(1) 興行施設、集会施設及び体育施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者用席を、観覧席又は客席の数が400以下の場合にあつては2以上、観覧席又は客席の数が400を超える場合にあつては2に400を超える観覧席又は客席の数200(200に満たない場合は、200とする。)ごとに1を加えた数以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 幅は、90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床は水平とし、かつ、床の表面は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 観覧席又は客席を有する室の1の項(1)に定める構造の出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、別表第3の第1の1の項(2)のエの(ア)から(ウ)まで及び4の項アからエまでに定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(4) 聴覚障害者の利用に配慮した補聴装置を設けること。</p>
9 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けること。</p> <p>(ア) 車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) オストメイトのための洗浄設備を設けること。</p> <p>(ウ) 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。</p> <p>(エ) 洗浄装置は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>オ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>カ 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下カにおいて同じ。）の総数が200以下の場合にあっては当該便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合にあってはその総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p>

	<p>キ 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合においては、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) (1)に規定する便所には、次に定める構造の洗面器を1以上設けること。なお、洗面器の上部に鏡を設ける場合においては、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p> <p>ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ 周囲に手すりを設けること。</p> <p>ウ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとし、かつ、視覚障害者の利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 興行施設、集会施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設（市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センターに限る。）、文化施設及び官公庁施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所内には、次に定める構造の便房を1以上設けること。</p> <p>ア 乳幼児用いすその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けること。</p> <p>イ 乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、おむつ替えができる場所を別に設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) (1)のア及び(4)に定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口には、当該便房が設けられていることを表示する標識を、高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p>
10 浴室	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造</p>

	<p>とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 脱衣所及び洗い場の出入口は、それぞれ1の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保していること。</p> <p>オ 脱衣所、洗い場及び浴槽には、手すりを適切に配置すること。</p> <p>カ 1以上の水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p> <p>キ 1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、車いす使用者が利用しやすい高さとする。</p>
<p>11 更衣室及びシャワー室</p>	<p>医療施設、福祉保健施設及び体育施設に多数の者が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、かつ、腰掛台及び手すりを適切に配置すること。</p> <p>オ 1以上の水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
<p>12 客室</p>	<p>(1) 宿泊施設で、客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、かつ、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>エ 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。</p> <p>オ 光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知ら</p>

	<p>せる非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) (1)に規定する客室には、9の項(1)のアからオまで及び(2)に定める構造の便所を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に、当該構造の便所が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) (1)に規定する客室には、次に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該公共的施設に多数の者が利用する10の項に定める構造の浴室が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、かつ、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>エ 水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとし、かつ、視覚障害者の利用に配慮したものとする。</p>
13 授乳場所	<p>興行施設、集会施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設（市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センターに限る。）、文化会館及び官公庁施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。</p>
14 レジ通路	<p>レジ通路を設ける場合においては、そのうち1以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
15 カウンター及び記載台	<p>多数の者が利用するカウンター又は記載台を設ける場合においては、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>
16 公衆電話台	<p>(1) 公衆電話台を設ける場合においては、そのうち1以上の公衆電話台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) (1)の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。</p>
17 緊急時の設備	<p>避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。</p>

18 案内設備	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 公共的施設又はその敷地には、次に掲げるものを点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置</p> <p>イ 当該公共的施設全体の利用に関する情報（当該公共的施設又はその敷地内に当該情報の提供を行うことができる設備を設けた場合に限る。）</p> <p>(3) 9の項(1)に定める基準に適合した便所又は同項(4)に定める構造の便房を設けた場合においては、その位置を表示すること。</p> <p>(4) (1)及び(2)に規定する設備は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 文字の大きさ、色彩等を高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすいものとする。</p> <p>(5) (1)及び(2)の規定は、案内所を設ける場合においては、適用しない。</p>
19 視覚障害者移動等円滑化経路	<p>(1) 道等から18の項(2)に規定する設備又は案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）を視覚障害者移動等円滑化経路にすること。ただし、別表第3の第1の18の項(1)のア及びイに定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第3の第1の18の項(2)に定める構造とすること。</p>

第2 公共交通機関の施設に関する目標となる基準

部分	目標となる基準
1 公共交通移動等円滑化経路	<p>(1) 公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の経路においては、乗降場ごとに1以上の経路を公共交通移動等円滑化経路にすること。</p> <p>(2) 公共交通移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該公共交通移動等円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路</p>

又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

イ 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（オに規定するものに限る。）又はエレベーター（カに規定するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、アの規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

ウ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。

（ア） 幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。

（イ） 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

（ア） 幅は、内法を^{のり}180センチメートル以上とすること。

（イ） 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

a 幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、第1の6の項(1)のキの（ア）から（ウ）までに定める構造とすること。

カ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。以下カにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。

- (ア) かが及び昇降路の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
- (イ) かごの幅は、内法を140センチメートル以上、奥行きは内法を135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）においては、この限りでない。
- (ウ) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、
(イ) のただし書に規定する場合においては、この限りでない。
- (エ) かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- (オ) かご内の側板には、手すり（握り手その他これに類する設備を含む。）を設けること。
- (カ) かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
- (キ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (ク) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (サ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (シ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法を180センチメートル以上とすること。

	<p>(ス) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合においては、この限りでない。</p> <p>キ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第3の第1の1の項(2)のカの(ア)に定める構造とすること。</p> <p>ク 当該公共交通移動等円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、(キ)及び(ク)については、2以上のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合においては、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>(ア) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(ウ) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>(エ) 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>(オ) くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>(カ) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等には、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>(キ) 有効幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(ク) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。</p>
2 通路	<p>不特定かつ多数の者が利用する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

	<p>イ 段がある部分は、第1の3の項(1)のイからエまで並びにキ及びクに定める構造とすること。</p>
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用する階段は、第1の3の項(1)のイからエまで、カからクまで及びコに定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ウ 側壁のない階段には、高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p>
4 傾斜路	<p>不特定かつ多数の者が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
5 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は、(1)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 公共交通移動等円滑化経路と便所との間の経路における通路のうち1以</p>

	<p>上の通路は、1の項(2)のア及びエに定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>カ 便所内には、次に定める構造の便房を設けること。</p> <p>(ア) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(イ) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) 第1の9の項(1)及び(2)に定める構造とすること。</p> <p>(エ) 乳幼児用いすその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けること。</p> <p>(オ) 乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、おむつ替えができる場所を別に設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>キ カに定める構造の便房及び当該便房が設けられている便所の出入口には、当該便房が設けられていることを表示する標識を、高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。</p> <p>ク 便所が設けられている階のカに定める構造の便房の数は、第1の9の項(1)のカの規定によること。</p>
6 改札口	<p>(1) 改札口を設ける場合においては、そのうち1以上の改札口は、公共交通移動等円滑化経路に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合においては、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>

7 乗車券販売所等	<p>(1) 公共交通移動等円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びエに定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(3) 乗車券等販売所又は案内所には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備え、かつ、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>
8 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、そのうち1以上の券売機は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p> <p>イ 料金等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p>
9 授乳場所	<p>用途面積が2,000平方メートル以上の施設においては、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。</p>
10 カウンター及び記載台	<p>不特定かつ多数の者が利用するカウンター又は記載台を設ける場合においては、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、乗車券等販売所又は案内所に常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。</p>
11 公衆電話台	<p>公衆電話台を設ける場合においては、第1の16の項に定める構造とすること。</p>
12 案内設備	<p>(1) 公共用通路に直接通ずる出入口（停車場及び停留所にあつては、当該出入口又は改札口。(2)において同じ。）の付近には、公共交通移動等円滑化のた</p>

	<p>めの主要な設備（1の項(2)のイの規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項(2)のイに規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した設備を設けること。ただし、公共交通移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 5の項(2)のアからカまでに定める構造の便所を設けた場合においては、その位置を表示すること。</p> <p>(4) (1)及び(2)に規定する設備は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 文字の大きさ、色彩等を高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすいものとする。</p>
13 乗降場	<p>乗降場を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 縁端部には、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドア、柵その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設すること。</p> <p>ウ 両端部には、点状ブロック等を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落又は進入するおそれのない場合においては、この限りでない。</p>
14 視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	<p>(1) 通路等であつて、公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との経路を構成するものは、別表第3の第1の18の項(2)のアに定める構造の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路とすること。ただし、2以上の案内所がある場合であつて、当該2以上の案内所間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の案内所間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路と1の項(2)のカの(コ)に規定する乗降ロビーに設ける制御装置、5の項に規定する便所の出入口、7の項に規定する乗車券販売所等、8の項に規定する券売機又は12の項(2)に規定する設備との間の経路を構成する通路等は、それぞれ視覚障害者公共交通移動等円滑化経路とすること。ただし、(1)のただし書に規定する場合においては、</p>

	<p>この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
--	---

第3 道路に関する目標となる基準

部分	目標となる基準
1 歩道等	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>エ 横断こう配は、車両乗入れ部を除き、1パーセント以下とすること。ただし、ウのただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 歩道等は、縁石、防護柵等により車道と明確に分離すること。</p> <p>カ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。</p> <p>キ 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>ク 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 車道との境界部分の段差は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>(イ) すりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p>
2 車の乗り入れ部	<p>歩道における車の乗り入れ部を設ける場合においては、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</p>
3 横断歩道橋	<p>横断歩道橋を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ウ 階段には、回り段を設けないこと。</p>

4 視覚障害者誘導用ブロック	歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分，横断歩道橋の昇降口の部分その他注意を喚起する必要がある箇所及び公共交通機関の施設から視覚障害者の利用の多い施設へ通ずる歩道等には，必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
----------------	---

第4 公園等に関する目標となる基準

部分	目標となる基準
1 出入口	<p>1以上の出入口は，次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は，滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅は，内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 段差がある場合のすりつけこう配は，8パーセント以下とすること。</p> <p>エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 車止めを設ける場合においては，当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は，90センチメートル以上とし，その前後に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>カ 出入口が直接車道に接する場合においては，点状ブロック等の敷設，他の部分と異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路においては，そのうち1以上の園路は，次の構造とすること。</p> <p>(1) 表面は，滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 幅員は，180センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 縦断こう配は，4パーセント以下とすること。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は，8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合においては，途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(5) 横断こう配は，水こう配程度とし，可能な限り水平とすること。</p> <p>(6) 縁石を切り下げる場合においては，切下げ部分の幅員は120センチメートル以上，段差は2センチメートル以下とし，すりつけこう配は8パーセント以下とすること。</p>

- (7) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
- (8) 危険防止のため、必要な箇所には、点状ブロック等を敷設すること。
- (9) 園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、(10)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。
- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。
- ウ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
- エ 階段の始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに、踏幅120センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- オ 階段の位置は、点状ブロック等の敷設、標識の設置、他の部分と異なる舗装材の使用等により明確に表示すること。
- カ 階段には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (10) (9)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。
- イ 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路においては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- エ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
- オ 傾斜路には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度、色相又は彩度の差の大きい色とすることによりこれらと識別しやすいものとする。

	所は、第1の9の項（(1)のイ及びキ並びに(4)を除く。）に定める基準に適合するものとする。
4 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、第1の7の項(1)に定める数の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続する1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 別表第3の第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。</p>
5 案内設備	1の項に定める構造の出入口付近に案内設備を設ける場合においては、当該案内設備は、第1の18の項に定める基準に適合するものとする。
6 附帯設備	水飲み場、ベンチ、野外卓等の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

第5 建築物以外の路外駐車場に関する目標となる基準

部分	目標となる基準
1 出入口	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 車いす使用者用駐車施設	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設の数、第1の7の項(1)に定める数とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 別表第3の第1の6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。</p>
3 駐車場内の通路	1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の6の項(1)に定める構造とすること。

